

議案第12号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月26日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

（鳥取県行政財産使用料条例の一部改正）

第1条 鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 略			1 略		
2 建物その他の工作物			2 建物その他の工作物		
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	金額		単位	金額
略			略		
太陽光発電設備による発電のため使用させる場合		使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額	太陽光発電設備による発電のため使用させる場合		使用の許可を受ける者と知事が協議して定める額
略			略		
その他	県庁舎 講堂	1時間 2,850円	会議室 として 使用さ せる場 合	県庁舎講堂 非木造	1時間 6,790円
	講堂以外の部	使用面積1平 6円	県庁舎 講堂以 外の会 議室	木造	10円 5円
					海水をくみ上げて供給するための設備（知事が別に指定するものに限る。）を使
					当該設備を使 用してくみ上 げられ、かつ、
					53円

の 場 合	分		方メートルにつき 1 時間	6 円
	東部庁舎及び警察本部 庁舎			
県庁舎、東部 庁舎及び警察 本部庁舎（以 下「県 庁 舎 等」という。） 以外の建物	非木造		6 円	6 円
	木造			3 円
プール		1 時間	9,020 円	
海水をくみ上げて供給 するための設備（知事 が別に指定するものに 限る。）		くみ上げら れ、かつ、供 給される海水 1 立方メート ルにつき	53 円	

備考

1～4 略

5 「基準額」とは、使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額

用させる場合	供給される海 水 1 立方メー トルにつき	使用面積 1 平 方メートルにつき 1 月	2,220 円
県 庁 舎、東 部 庁 舎及 び警 察本 部 庁 舎以 外の 建 物	非木造	1,360 円	440 円
	木造		

備考

1～4 略

5 「基準額」とは、使用する土地の 1 平方メートル当たりの価格（許可の日の属する年度の前年度の初日における路線価、固定資産税評価額等を勘案して知事が別に定める額

をいう。以下同じ。) に1000分の56を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあっては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に10万分の6048を乗じて得た額）をいう。

6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。

7 1月以上建物を使用させる場合の使用料の額は、使用面積1平方メートルにつき、次のとおりとする。この場合に

をいう。以下同じ。) に100分の4を乗じて得た額（土地の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものにあっては、使用する土地の1平方メートル当たりの価格に1万分の432を乗じて得た額）をいう。

6 建物その他の工作物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。

(1) 電気事業又は電気通信事業のため使用させる場合にあっては、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(2) (1)以外の場合にあっては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。

において、使用期間に1月末満の端数があるときは、日割り
をもって計算するものとする。

(1) 県庁舎等 1月につき1,040円

(2) 非木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき830
円

(3) 木造の建物（県庁舎等を除く。） 1月につき270円

8 暖房又は冷房をしたときは、2の表又は前項に定める使
用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

9 略

10 略

7 暖房又は冷房をしたときは、2の表に定める使用料の額
に知事が別に定める額を加算するものとする。

8 略

9 略

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）		

区分	単位	金額
大会議室	1時間につき	<u>790円</u>
略		
備考 略		
区分	単位	金額
大会議室	1時間につき	<u>1,300円</u>
略		
備考 略		

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を<u>350円</u>に乘じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第21条 第12条第3項の規定により犬、猫等又は犬、猫等の死体を引き取る者に対しては、1頭、1匹又は1羽につき3,000円に当該犬、猫等又は犬、猫等の死体を保管した日数を<u>300円</u>に乘じて得た額を加算した額の手数料を徴収する。</p>

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改		正		後		改		正		前																																																																									
別表（第11条、第12条関係）						別表（第11条、第12条関係）																																																																													
1 施設使用料						1 施設使用料																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">管 理 教 育 棟</td><td>大教室</td><td>1時間につき</td><td>710円</td></tr> <tr> <td>第1教室</td><td>1時間につき</td><td>250円</td></tr> <tr> <td>第2教室</td><td>1時間につき</td><td>260円</td></tr> <tr> <td>第3教室</td><td>1時間につき</td><td>280円</td></tr> <tr> <td>第4教室</td><td>1時間につき</td><td>280円</td></tr> <tr> <td>情報処理室</td><td>1時間につき</td><td>370円</td></tr> <tr> <td>会議室</td><td>1時間につき</td><td>380円</td></tr> <tr> <td>学 生 寮</td><td colspan="2">農産加工室</td><td>1時間につき</td><td>300円</td></tr> </tbody> </table>		区分		使用料				単位	金額	管 理 教 育 棟	大教室	1時間につき	710円	第1教室	1時間につき	250円	第2教室	1時間につき	260円	第3教室	1時間につき	280円	第4教室	1時間につき	280円	情報処理室	1時間につき	370円	会議室	1時間につき	380円	学 生 寮	農産加工室		1時間につき	300円					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr> <tr> <th colspan="2"></th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">管 理 教 育 棟</td><td>大教室</td><td>1時間につき</td><td>1,180円</td></tr> <tr> <td>第1教室</td><td>1時間につき</td><td>410円</td></tr> <tr> <td>第2教室</td><td>1時間につき</td><td>430円</td></tr> <tr> <td>第3教室</td><td>1時間につき</td><td>470円</td></tr> <tr> <td>第4教室</td><td>1時間につき</td><td>470円</td></tr> <tr> <td>情報処理室</td><td>1時間につき</td><td>610円</td></tr> <tr> <td>会議室</td><td>1時間につき</td><td>640円</td></tr> <tr> <td>学 生 寮</td><td colspan="2">農産加工室</td><td>1時間につき</td><td>500円</td></tr> </tbody> </table>		区分		使用料				単位	金額	管 理 教 育 棟	大教室	1時間につき	1,180円	第1教室	1時間につき	410円	第2教室	1時間につき	430円	第3教室	1時間につき	470円	第4教室	1時間につき	470円	情報処理室	1時間につき	610円	会議室	1時間につき	640円	学 生 寮	農産加工室		1時間につき	500円						
区分		使用料																																																																																	
		単位	金額																																																																																
管 理 教 育 棟	大教室	1時間につき	710円																																																																																
	第1教室	1時間につき	250円																																																																																
	第2教室	1時間につき	260円																																																																																
	第3教室	1時間につき	280円																																																																																
	第4教室	1時間につき	280円																																																																																
	情報処理室	1時間につき	370円																																																																																
	会議室	1時間につき	380円																																																																																
学 生 寮	農産加工室		1時間につき	300円																																																																															
区分		使用料																																																																																	
		単位	金額																																																																																
管 理 教 育 棟	大教室	1時間につき	1,180円																																																																																
	第1教室	1時間につき	410円																																																																																
	第2教室	1時間につき	430円																																																																																
	第3教室	1時間につき	470円																																																																																
	第4教室	1時間につき	470円																																																																																
	情報処理室	1時間につき	610円																																																																																
	会議室	1時間につき	640円																																																																																
学 生 寮	農産加工室		1時間につき	500円																																																																															

棟					
略					
国	第1セミナー室	1時間につき	<u>300円</u>		
際	第2セミナー室	1時間につき	<u>170円</u>		
農	控室	1時間につき	<u>90円</u>		
業	交流ホール	1時間につき	<u>1,060円</u>		
交	研 修 室	研 修 利 用	全室利用	1時間につき	<u>380円</u>
流	2分1室利用			1時間につき	<u>190円</u>
館	略				
略					

備考 略

2 略

棟					
略					
国	第1セミナー室	1時間につき	<u>500円</u>		
際	第2セミナー室	1時間につき	<u>290円</u>		
農	控室	1時間につき	<u>150円</u>		
業	交流ホール	1時間につき	<u>1,780円</u>		
交	研 修 室	研 修 利 用	全室利用	1時間につき	<u>620円</u>
流	2分1室利用			1時間につき	<u>310円</u>
館	略				
略					

備考 略

2 略

(鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前			
別表 (第2条の2、第39条関係)		別表 (第2条の2、第39条関係)			
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	金額		単位	金額
略			略		
会議室	使用面積1平方メートルにつき1時間	6円	会議室	使用面積1平方メートルにつき1時間	10円
略			略		
備考 略		備考 略			

(鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 (第17条関係)		別表第2 (第17条関係)	
1 略		1 略	

2 建物その他の施設

区分		単位	金額
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	7,430円
	到着時		8,730円
特別待合室	略		
	その他の利用	略	
		その他の利用 国際交流のための利用	全室1時間につき 140円
その他の施設	月を単位として使用する場合	全室1時間につき	280円
		使用面積1平方メートル1月につき	830円
	時間を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1時間につき	6円

2 建物その他の施設

区分		単位	金額
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	10,530円
	到着時		12,730円
特別待合室	略		
	その他の利用	略	
		その他の利用 国際交流のための利用	全室1時間につき 230円
その他の施設	月を単位として使用する場合	全室1時間につき	460円
		使用面積1平方メートル1月につき	1,360円
	時間を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1時間につき	10円

備考 略

備考 略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第7条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(12の2) 介護保険法第78条の4に規定する指定地域密着型サービス事業者に係る基準及び同法第115条の14に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る基準に定める研修</u>（以下この号において「指定研修」という。）の実施 次</p>

の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 指定研修のうち、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下この号において「通所介護」という。）、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下この号において「居宅介護」という。）並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下この号において「共同生活介護」という。）に係る事業所の管理者に係るもの	1件につき 1,000円
2 指定研修のうち、居宅介護及び共同生活介護に係る事業所の代表者に係るもの	1件につき 1,300円
3 指定研修のうち、居宅介護のサービスの利用に係る計画の作成の担当者に係るもの	1件につき 1,300円
4 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所の従事者に係るもの	1件につき 12,000円
5 指定研修のうち、通所介護、居宅介護又は共同生活介護に係る事業所において指導的業務に従事する従事者に係るもの	1件につき 36,000円

(12の3) 前号の研修を修了した旨の証明書を交付したこと

(13)・(13の2) 略

(13の3) 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密

着型サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域

密着型介護予防サービスに従事する従業者が受ける研修を修

了した旨の証明書の再交付 1件につき420円

(14)～(92) 略

(92の2) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1

項の規定に基づく指定調査機関の指定 1件につき30,900円

(92の3) 土壌汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土

壤処理業の許可 1件につき220,000円

(92の4) 略

(92の5) 略

(92の6) 土壌汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調

査機関の指定の更新 1件につき24,800円

(93)～(310) 略

(310の2) 宅地建物取引業法第22条の2第1項に規定する宅地

建物取引士証の書換え交付（裏面に変更後の住所を記載する

証する書類の交付 1件につき420円

(13)・(13の2) 略

(14)～(92) 略

(92の2) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1

項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可 1件につき

220,000円

(92の3) 略

(92の4) 略

(93)～(310) 略

方法によるものを除く。) 又は再交付 1件につき4,500円

(311)～(328) 略

2 略

(311)～(328) 略

2 略

(鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第8条 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改			正			後			改			正			前																				
(授業料等の額)												(授業料等の額)																							
第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。												第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。																							
区分		金額									金額																								
区分		授業料（年額）			入学料			入学選抜手数料			授業料（年額）			入学料			入学選抜手数料																		
県立高等 学校	略											略																							
	通信制の 課程	1 単位につき 336円	480円									通信制の 課程	1 単位につき 310円	480円																					

2 略

2 略

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表（第7条関係） 1 体験学習室1 使用1時間につき <u>240円</u> （暖房又は冷房を使用したときにあっては、 <u>300円</u> ） 2 体験学習室2 使用1時間につき <u>150円</u> （暖房又は冷房を使用したときにあっては、 <u>180円</u> ） 3 略 備考 略	別表（第7条関係） 1 体験学習室1 使用1時間につき <u>400円</u> （暖房又は冷房を使用したときにあっては、 <u>500円</u> ） 2 体験学習室2 使用1時間につき <u>260円</u> （暖房又は冷房を使用したときにあっては、 <u>325円</u> ） 3 略 備考 略				

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
1・2 略			1・2 略		
3 展示室等使用料			3 展示室等使用料		
	区分	金額		区分	金額
	第1展示室	1日につき <u>13,300円</u> 半日につき <u>6,650円</u>		第1展示室	1日につき <u>22,140円</u> 半日につき <u>11,070円</u>
	第2展示室	1日につき <u>13,300円</u> 半日につき <u>6,650円</u>		第2展示室	1日につき <u>22,140円</u> 半日につき <u>11,070円</u>
	第3展示室	1日につき <u>10,380円</u> 半日につき <u>5,190円</u>		第3展示室	1日につき <u>17,280円</u> 半日につき <u>8,640円</u>
	講堂	1日につき <u>5,320円</u> 半日につき <u>2,660円</u>		講堂	1日につき <u>8,840円</u> 半日につき <u>4,420円</u>
	会議室	1時間につき <u>270円</u>		会議室	1時間につき <u>450円</u>
	備考			備考	
	1 略			1 略	
	2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、こ			2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、こ	

の表に定める使用料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区分	金額
第1展示室	1時間につき <u>1,660円</u>
第2展示室	1時間につき <u>1,660円</u>
第3展示室	1時間につき <u>1,300円</u>
講堂	1時間につき <u>660円</u>

3 略

の表に定める使用料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区分	金額
第1展示室	1時間につき <u>2,760円</u>
第2展示室	1時間につき <u>2,760円</u>
第3展示室	1時間につき <u>2,160円</u>
講堂	1時間につき <u>1,100円</u>

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第21条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対する手数料の

額について適用し、同日前の期間に対する手数料の額については、なお従前の例による。

3 平成27年3月31日に県立高等学校の通信制の課程に在学していた者でこの条例の施行の日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第8条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。